

第95回

定時株主総会招集ご通知



開催日時

2026年6月25日（木曜日）
午前10時



開催場所

東京都港区南麻布一丁目18番4号
当社本店2階会議室



決議事項

第1号議案
剰余金処分の件

第2号議案
定款一部変更の件

第3号議案
取締役6名選任の件

第4号議案
補欠監査役1名選任の件

第5号議案
会計監査人選任の件





株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

第95回定時株主総会を2026年6月25日（木曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

2026年度は、中期経営計画（2024～2026年度）の最終年度となりますが、数値目標につきましては、直近の業績動向および社会情勢の変化を鑑み、見直しを行いました。

当社は、100年企業としての誇りと伝統を継承しつつ、建設業界全体が直面している「働き方改革」「担い手不足」「技術のデジタル化」といった課題に対し、積極的に改革を進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2026年5月

代表取締役社長 鎌田 修治

パーパス

真心こめた『みち』への挑戦 ～安心と感動を～

私たち佐藤渡辺グループが目指すのは、すべての人々が安全・安心に暮らし、未来へとつながる『みち』を提供することです。『みち』とは、私たちが整備を担う道路だけでなく、人々の生活を支え、地域をつなぎ、経済社会の発展を支える大切な基盤となるものです。

私たちはこれからも、経営信条および社是を大切に、道をつくる仕事に真心を込め、未知へ挑戦することで、すべての人々と社会に安心と感動を届ける存在であり続けます。そして、未来とともに築くパートナーとして、ステークホルダーの皆様とともに歩んでまいります。

株主各位

証券コード1807

2026年6月8日

(電子提供措置の開始日 2026年5月29日)

東京都港区南麻布一丁目18番4号

株式会社佐藤渡辺

代表取締役社長

鎌田修治

第95回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第95回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

https://watanabesato.co.jp/ir/shareholder_mtg/



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットにより事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討のうえ、**2026年6月24日（水曜日）午後5時30分までに**議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

日 時	2026年6月25日（木曜日）午前10時
場 所	東京都港区南麻布一丁目18番4号 当社本店2階会議室 末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。
会議の 目的事項	報告事項 1. 第95期（2025年4月1日から 2026年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計 監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第95期（2025年4月1日から 2026年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役6名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件 第5号議案 会計監査人選任の件

以 上

修正に関する事項

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにも修正内容を掲載させていただきます。

議決権は、株主の皆様の大切な権利です。「株主総会参考書類」をご検討の上、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使には次の3つの方法がございます。



郵送

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使
期限

2026年6月24日（水曜日）
午後5時30分必着



インターネット

次頁のインターネット等による議決権行使のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使
期限

2026年6月24日（水曜日）
午後5時30分まで

スマートフォンでの議決権行使は、「スマートフォン行使」をご利用ください。



株主総会ご出席

当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

行使
期限

2026年6月25日（木曜日）
午前10時

議決権行使書のご記入方法のご案内

※当日ご出席の場合は、議決権行使書用紙の郵送又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

第1・2・4・5号議案

- ▷ 賛成の場合：「賛」の欄に○印を
- ▷ 反対の場合：「否」の欄に○印を

第3号議案

- ▷ 全員賛成の場合：「賛」の欄に○印を
- ▷ 全員反対の場合：「否」の欄に○印を
- ▷ 一部の候補者：「賛」の欄に○印をご記入の上、反対される候補者の番号をカッコ内にご記入ください。

※議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。



インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン。再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

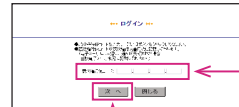
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へ進む」をクリック

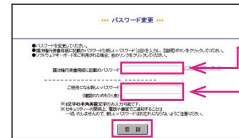
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524
(受付時間 年末年始を除く午前9時～午後9時)

議決権行使が重複してなされた場合のお取扱い

議決権行使書用紙の郵送とインターネットの双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。また、インターネットによって議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

機関投資家の皆様へ

(株)CJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の株主様は、当該プラットフォームより議決権を行使いただけます。

代理人による議決権行使

当日ご出席されない場合は、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことができます。なお、この場合、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

【期末配当に関する事項】

当社の配当方針につきましては、当期の業績ならびに安定的な配当の継続等を勘案し、株主還元の実を基本としております。

第95期につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき40円といたしたいと存じます。

総額 249,758,280円

なお、中間配当金として1株につき40円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき80円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社の事業の現状に即し、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
(目的)	(目的)
第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。
1. 土木建築工事の請負ならびに調査、企画、設計、 監理、技術指導	1. 土木建築工事の請負ならびに調査、企画、設計、 監理、技術指導
2. 建設コンサルタント業務	2. 建設コンサルタント業務
3. 建設資材の製造および販売	3. 建設資材の製造および販売
4. 建設工事用機械器具の設計製作、賃貸および販売	4. 建設工事用機械器具の設計製作、賃貸および販売
5. 産業廃棄物処理事業	5. 産業廃棄物処理事業
6. 不動産の販売、賃貸借、仲介および管理 (新設)	6. 不動産の販売、賃貸借、仲介および管理
7. 前各号に付帯する一切の事業	<u>7. 一般貨物自動車運送事業</u>
	<u>8. 前各号に付帯する一切の事業</u>

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役6名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	在任年数	本定時株主総会・取締役会後の当社における地位	取締役会出席状況
1	かまた しゅうじ 鎌田 修治	2年	代表取締役社長 再任	13回/13回 (100%)
2	はしもと ひでひろ 橋本 秀浩	2年	代表取締役 再任	13回/13回 (100%)
3	おおやま たつみ 大山 龍美	2年	取締役 再任	13回/13回 (100%)
4	いしい てつや 石井 哲也	—	取締役 新任	—
5	ふるかわ ゆうじ 古川 裕二	6年	取締役 再任 社外 独立	13回/13回 (100%)
6	おかだ えりか 岡田 英理香	1年	取締役 再任 社外 独立	8回/9回 (88.9%)

(注) 岡田英理香氏の取締役会出席状況は、2025年6月26日の取締役就任後に開催された取締役会のみを対象としております。



候補者
番号 1

か また し ゆ う じ
鎌田 修治

再任

生年月日 1964年1月18日生

所有する当社株式の数 15,114株

現在の当社における
地位および担当 代表取締役社長

取締役会への出席状況 13回/13回 (100%)

略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

- 1986年 4月 株式会社渡辺組入社
- 2017年 4月 当社工事本部工務部長
- 2020年 4月 当社執行役員施設工事支店長
- 2024年 4月 当社常務執行役員経営企画室長
- 2024年 6月 当社代表取締役社長（現）

選任理由

当社で長年にわたり、工事部門、営業部門などの運営に携わり、豊富な経験と幅広い知見を有しております。現在は、代表取締役社長として企業の存在意義や目指すべき方向性を明確にするために、グループパーパスのもと強いリーダーシップを発揮するとともに、E S G経営の推進に力を注いでおります。更なる企業価値の向上に向けて、経営手腕が期待されるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



候補者
番号 2

はしもと ひでひろ
橋本 秀浩

再任

生年月日 1962年11月23日生

所有する当社株式の数 8,539株

現在の当社における
地位および担当 取締役常務執行役員工事本部長

取締役会への出席状況 13回/13回 (100%)

略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

- 1985年 4月 株式会社渡辺組入社
- 2014年 4月 当社東北支店工事部長
- 2018年 4月 当社関東支店工事部長
- 2020年 4月 当社執行役員関東支店長
- 2024年 4月 当社常務執行役員工事本部長兼安全環境部長
- 2024年 6月 当社取締役常務執行役員工事本部長（現）

選任理由

当社で長年にわたり、工事部門、営業部門などの運営に携わり、豊富な経験と幅広い知見を有しております。現在は、取締役常務執行役員工事本部長として当社の工事部門を統括しており、その職責を適切に果たしております。更なる企業価値の向上に向けて、経営手腕が期待されるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



候補者
番号 3

おおやま たつみ
大山 龍美

再任

生年月日 1960年10月6日生

所有する当社株式の数 7,183株

現在の当社における
地位および担当 取締役常務執行役員営業本部長
兼技術営業部長

取締役会への出席状況 13回/13回 (100%)

略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

- 1983年 4月 株式会社渡辺組入社
- 2010年 4月 当社西日本支店近畿支店長
- 2013年 4月 当社関東支店工事部長
- 2018年 4月 当社西日本支店長
- 2019年 4月 当社執行役員西日本支店長兼九州支店長
- 2022年 4月 当社常務執行役員営業本部営業部長
- 2024年 4月 当社常務執行役員営業本部長兼技術営業部長
- 2024年 6月 当社取締役常務執行役員営業本部長兼技術営業部長 (現)

選任理由

当社で長年にわたり、工事部門、営業部門などの運営に携わり、豊富な経験と幅広い知見を有しております。現在は、取締役常務執行役員営業本部長として当社の営業部門を統括しており、その職責を適切に果たしております。更なる企業価値の向上に向けて、経営手腕が期待されるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



候補者
番号 4

いし い てつ や
石井 哲也

新任

生年月日 1972年7月27日生

所有する当社株式の数 3,856株

現在の当社における
地位および担当 執行役員管理本部長兼経営企画室長

取締役会への出席状況 -

略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

- 1995年4月 株式会社渡辺組入社
- 2018年4月 当社経営企画室長
- 2021年4月 当社管理本部経理部長
- 2024年6月 当社経営企画室長兼管理本部経理部長
- 2025年4月 当社執行役員経営企画室長
- 2026年4月 当社執行役員管理本部長兼経営企画室長（現）

選任理由

当社で長年にわたり、管理部門などの運営に携わり、豊富な経験と幅広い知見を有しております。現在は、執行役員管理本部長として当社の管理部門を統括しており、その職責を適切に果たしております。更なる企業価値の向上に向けて、経営手腕が期待されるため、新たに取締役として選任をお願いするものであります。



候補者
番号 5

ふるかわ ゆうじ
古川 裕二

再任

生年月日 1961年9月24日生

社外

所有する当社株式の数 -

独立

現在の当社における
地位および担当 社外取締役

取締役会への出席状況 13回/13回 (100%)

略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

- 1984年 4月 株式会社協和銀行入行（現株式会社りそな銀行）
- 2013年 4月 株式会社りそな銀行代表取締役副社長兼執行役員
- 2014年 6月 株式会社りそなホールディングス取締役兼代表執行役
- 2017年 4月 りそな決済サービス株式会社代表取締役社長
- 2017年 6月 公益財団法人りそな中小企業振興財団理事長
- 2019年 6月 ソーダニッカ株式会社社外取締役（現）
- 2020年 6月 当社社外取締役（現）
- 2024年 6月 河西工業株式会社社外取締役（現）

選任理由および期待される役割

金融機関において経営者としての豊富な経験と、経営についての幅広い見識と専門能力を有しており、これまで当社グループの業務遂行に対する適切な監督と、経営全般への助言を行っており、社外取締役として期待される役割を果たしております。これらのことから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。



候補者
番号 6

お か だ え り か
岡田 英理香

再任

生年月日 1965年8月18日生

社外

所有する当社株式の数 -

独立

現在の当社における
地位および担当 社外取締役

取締役会への出席状況 8回／9回 (88.9%)

略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

- 1988年 8月 メリルリンチ・アンド・カンパニーインク（ニューヨーク）入社
- 1990年 6月 株式会社日本長期信用銀行入行
- 1992年 8月 GEキャピタル（ロサンゼルス）入社
- 1999年 8月 ワシントン大学ビジネススクール助教授
- 2007年 8月 ハワイ大学ビジネススクール准教授
- 2013年 6月 ペンシルバニア大学ウォートンスクール客員准教授
- 2014年 5月 一橋大学大学院教授（現）
- 2015年 6月 株式会社カカコム社外監査役
- 2016年 6月 株式会社りそな銀行社外取締役
- 2018年 4月 ピジョン株式会社社外取締役
- 2022年 6月 YKK株式会社社外取締役（現）
- 2025年 6月 当社社外取締役（現）

選任理由および期待される役割

国内外の銀行や企業において投資銀行業務やファイナンス業務の経験を有するとともに、国内外の大学・大学院において長年消費行動の研究に携わり、マーケティングについて高度な専門知識を有しており、当社の経営全般に対する監督と助言を受けております。これらのことから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 古川裕二氏および岡田英理香氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員候補者であります。
3. 古川裕二氏は過去10年間において当社の特定関係事業者の業務執行者となったことがあります。なお、古川裕二氏および岡田英理香氏は当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたことはありません。加えて、両氏は当社あるいは当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等内の親族その他これに準ずるものではありません。
4. 古川裕二氏は社外取締役候補者であり、社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって6年となります。
5. 岡田英理香氏は社外取締役候補者であり、社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
6. 当社は本株主総会において古川裕二氏および岡田英理香氏の再任が承認された場合、当社と両氏との間で、会社法第423条第1項に定める責任について、職務の執行に関し善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする内容の責任限定契約を継続する予定であります。
7. 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社が保険料を全額負担しております。その契約の概要は被保険者が会社の役員として職務を執行したことに起因して、株主、会社、従業員、その他第三者から損害賠償請求がなされた場合に係る損害賠償金および訴訟費用等を補填するものであります。候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考)

取締役候補者および監査役のスキルマトリックス

氏名	性別	専門性・経験							
		企業経営 経営戦略	営業戦略 マーケティング	技術品質	財務会計	法務 コンプライアンス	D X 研究開発	E S G サステナビリティ	
取締役	鎌田 修治	男性	●	●	●				●
	橋本 秀浩	男性	●	●	●			●	●
	大山 龍美	男性	●	●	●			●	●
	石井 哲也	男性	●			●	●		●
	古川 裕二	社外 独立 男性	●			●			●
	岡田英理香	社外 独立 女性	●	●					●
	木地本寛之	男性				●	●		●
監査役	石原 祥子	社外 女性				●			
	久保 義人	社外 男性					●		

※上記一覧表は、取締役および監査役（候補者を含む）の有するすべての知見等を表すものではありません。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えるため、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

社外

さとう もとあき
佐藤 源晃

生年月日 1987年12月26日生

所有する当社株式の数 -

現在の当社における
地位 -

略歴（重要な兼職の状況）

2014年12月 弁護士登録
横浜弁護士会（現神奈川県弁護士会）入会
港の見える法律事務所入所（現）

選任理由

弁護士としての専門的見地ならびに企業法務に関する見識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 佐藤源晃氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 本議案が原案どおり承認され、佐藤源晃氏が社外監査役に就任した場合には、当社と同氏の間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結する予定であります。
なお、その契約の概要としては、会社法第423条第1項の責任について、同氏が監査役の職務を遂行するにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、法令に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負うものであります。

-
4. 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社が保険料を全額負担しております。その契約の概要は被保険者が会社の役員として職務を執行したことに起因して、株主、会社、従業員、その他第三者から損害賠償請求がなされた場合に係る損害賠償金および訴訟費用等を補填するものであります。候補者が社外監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第5号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である太陽有限責任監査法人は、本総会の終結の時をもって、任期満了により退任となりますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づき付議しております。

また、監査役会が監査法人日本橋事務所を会計監査人の候補とした理由は、現会計監査人の継続年数を考慮し、監査法人日本橋事務所を起用することにより、新たな視点での監査が期待できることに加え、同法人の専門性、独立性、品質管理体制ならびに監査費用の相当性等を総合的に判断した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者の名称、主たる事務所の所在地および沿革等は、次のとおりであります。

名 称	監査法人日本橋事務所		
主たる事務所の所在地	東京都中央区京橋一丁目10番7号 K P P 八重洲ビル 4階		
沿 革	1952年	創業	
	1969年	監査法人へ改組	
	2014年	Baker Tilly International に加盟	
概 要	資本金		3,000万円
	構成人員	パートナー	16名
		公認会計士	36名
		公認会計士試験合格者	4名
		監査補助職員	18名
		その他事務職員等	5名
		合計	79名
		(2026年4月30日現在)	
	関与会社数		54社

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、各国の通商政策や物価高騰の影響を受けつつも、所得環境の改善に伴い個人消費が増加基調を維持しました。また、AI関連需要の拡大などを背景に設備投資が増加に転じたことで、緩やかな回復基調が続きました。一方で、トランプ米政権による関税政策の動向に市場が翻弄される場面が見られたほか、中東情勢をはじめとする地政学リスクの緊迫化による原油価格の高騰や供給制約は、景気の下押し圧力となる懸念があり、先行きは依然として不透明な状況にあります。

このような状況の中、工事部門におきましては、2025年3月25日付で国土交通省関東地方整備局から建設業法第28条第3項の規定に基づく営業停止処分（2025年4月9日から2025年8月6日までの120日間）を受けた影響により、受注高および売上高は前年同期を大きく下回る結果となりました。一方で、完成工事総利益は採算性の改善などにより、前年実績を確保しました。また、製品等販売部門におきましては、アスファルトをはじめとする原材料価格の高止まりが継続し、アスファルト合材の全国的な需要減少に伴い、製造数量は前年同期を下回りました。しかしながら、適切な価格転嫁を推進したことにより、売上高は前年実績を確保し、さらに製造原価の徹底した見直しに努めた結果、製品売上総利益は前年同期を上回る結果となりました。

その結果、受注高は313億3千1百万円と前年同期比11.2%減となり、売上高は337億4百万円と前年同期比16.6%減となりました。

損益につきましては、経常利益は13億6千9百万円と前年同期比3.1%増となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は8億8千3百万円と前年同期比0.9%減となりました。

受注高

313億31百万円 前期比△11.2%

売上高

337億 4百万円 前期比△16.6%

経常利益

13億69百万円 前期比 3.1%

親会社株主に帰属する当期純利益

8億83百万円 前期比 △0.9%

部門別の事業の概況は以下のとおりであります。

当連結会計年度の受注高・売上高・繰越高

(単位：千円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
工 事 部 門	舗 装	14,281,175	20,998,578	23,212,205	12,067,548
	土 木 等	2,638,845	5,259,168	5,419,240	2,478,773
	計	16,920,020	26,257,747	28,631,445	14,546,322
製品等販売部門		—	5,073,315	5,073,315	—
合 計		16,920,020	31,331,062	33,704,761	14,546,322

(工事部門)

当連結会計年度の受注高は262億5千7百万円（前年同期比14.2%減）となりました。また、完成工事高は286億3千1百万円（前年同期比19.9%減）となり、次期繰越高は145億4千6百万円（前年同期比14.0%減）となりました。

主な受注工事

発注者	工事名	工事場所
東 京 港 埠 頭 (株)	令和7年度 青海埠頭ヤード改修工事（第2期）	東京都
東 京 港 埠 頭 (株)	令和7年度 外貿埠頭ヤード舗装及びその他改修工事	東京都
国土交通省北陸地方整備局	R7 249号珠洲・輪島地区舗装復旧工事	石川県
(公財)東京都道路整備保全公社	電線共同溝設置工事（7都道158-南大沢2工区）	東京都
新 日 本 建 設 (株)	越谷市立小中一貫校整備PFI事業（仮称）蒲生学園	埼玉県

主な完成工事

発注者	工事名	工事場所
東 京 港 埠 頭 (株)	令和5年度 青海埠頭ヤード改修工事（第1期）	東京都
東 日 本 高 速 道 路 (株)	東北自動車道 R6 青森管内舗装補修工事	青森県
東 日 本 高 速 道 路 (株)	常磐自動車道 水戸舗装補修工事	茨城県
西 日 本 高 速 道 路 (株)	令和5年度 九州自動車道 北九州高速道路事務所管内舗装補修工事	福岡県
ア ー ト バ ン ラ イ ン (株)	(仮称) AVL 広島支店新築工事	広島県

(製品等販売部門)

当連結会計年度の売上高は50億7千3百万円（前年同期比8.4%増）となりました。

(2) 資金調達の状況

資金調達の状況につきましては、特記すべき事項はありません。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資については、合材工場の機械設備や機械センターの工事用機械などの拡充更新等を中心に投資を行い、その総額は約2億1千万円であります。

(4) 対処すべき課題

道路建設業界におきましては、頻発する自然災害への対策や社会インフラの長寿命化を背景に、公共投資は今後も堅調に推移することが期待されるものの、原油相場の変動に伴う原材料価格の上昇に加え、供給網（サプライチェーン）の混乱による資材調達の遅延リスクも顕在化しており、徹底したコスト管理と機動的な価格転嫁が喫緊の課題となるなど、今後の経営環境は引き続き予断を許さない状況にあります。

このような環境のもと、当社グループは、“変革と学習文化の醸成および持続可能性への取り組み”をテーマとした「佐藤渡辺グループ中期経営計画（2024～2026年度）」を策定し、①収益力の向上、②資本・財務戦略の強化、③ESG経営の推進の3つの基本方針を掲げて、グループ一丸となって取り組んでおります。100年企業としての誇りと伝統を継承しつつ、変化に対応する柔軟性と学習意欲を持つ組織文化の醸成を目指してまいりました。しかしながら、直近の業績動向に加え、中東情勢をはじめとする地政学リスクの緊迫化など、事業環境が大きく変化している状況を鑑み、2027年3月期の計画を見直しております。

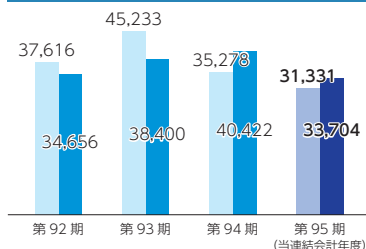
株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況

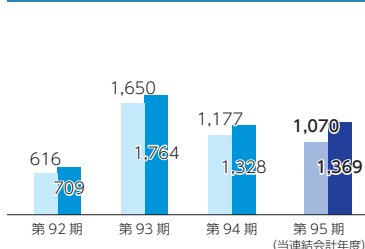
(単位：百万円)

区 分	第 92 期 (2023年 3 月期)	第 93 期 (2024年 3 月期)	第 94 期 (2025年 3 月期)	第 95 期 (当連結会計年度) (2026年 3 月期)
受 注 高	37,616	45,233	35,278	31,331
売 上 高	34,656	38,400	40,422	33,704
営 業 利 益	616	1,650	1,177	1,070
経 常 利 益	709	1,764	1,328	1,369
親会社株主に帰属する 当期純利益	446	1,202	891	883
1 株当たり当期純利益	73.34円	195.52円	143.20円	141.58円
総 資 産 額	32,276	35,132	35,432	32,672
純 資 産 額	19,354	21,140	21,426	22,920
1 株当たり純資産額	3,161.58円	3,387.37円	3,425.96円	3,654.41円

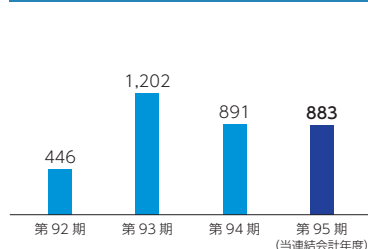
受注高 / 売上高 (単位：百万円)



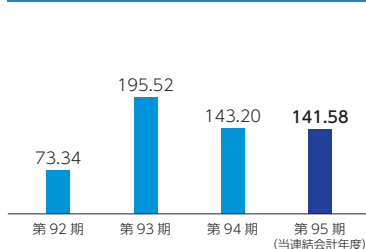
営業利益 / 経常利益 (単位：百万円)



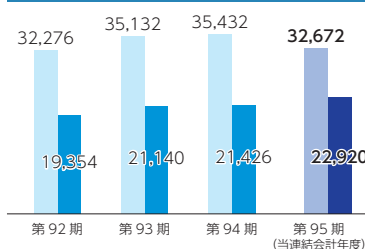
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



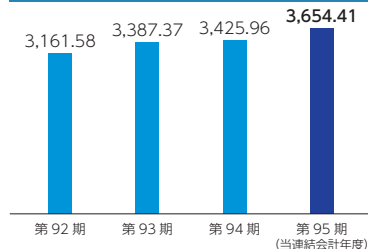
1 株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産額 / 純資産額 (単位：百万円)



1 株当たり純資産額 (単位：円)



- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
 2. 1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。
 3. 当社は、2024年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第92期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算出しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
拓神建設株式会社	千円 40,000	% 100.0	道路舗装工事請負業
株式会社弘永舗道	45,000	78.1	道路舗装工事請負業、 アスファルト合材等の製造および販売業
株式会社創誠	10,000	100.0	道路舗装工事請負業
あすなる道路株式会社	80,000	100.0	道路舗装工事請負業、 アスファルト合材等の製造および販売業
小石川建設株式会社	20,000	100.0	道路舗装工事請負業

(注) 当社は、2026年2月25日開催の取締役会において、2026年6月1日を効力発生日として、当社の完全子会社である、あすなる道路株式会社を吸収合併することを決議いたしております。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、建設業法による許可を受け、主に舗装工事、土木工事等の請負ならびにこれらに関連する事業を行うほか、アスファルト合材等の製品の製造、販売等の事業活動を展開しております。

(8) 主要な営業所等

① 当社

本店 東京都港区南麻布一丁目18番4号
支店 東北支店（宮城県仙台市）、関東支店（東京都港区）
施設工事支店（東京都港区）、中部支店（愛知県名古屋市）
北陸支店（富山県富山市）、近畿支店（兵庫県三田市）
中国支店（広島県広島市）、四国支店（香川県高松市）
九州支店（福岡県糟屋郡新宮町）

技術研究所（茨城県稲敷郡美浦村）

（注）当社は、2026年4月1日付で、組織変更を行い、中国支店と四国支店を統合し、中四国支店としております。

② 重要な子会社

拓神建設株式会社（神奈川県横浜市）、株式会社弘永舗道（青森県弘前市）
株式会社創誠（福島県石川郡石川町）、あすなろ道路株式会社（北海道札幌市）
小石川建設株式会社（東京都練馬区）

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
537名	(増) 6名

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
451名	(減) 13名	44.2歳	19.3年

（注）上記従業員数には他社への出向者13名と臨時従業員の96名は含まれておりません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 24,000,000株

(2) 発行済株式の総数 (自己株式を除く) 6,243,957株
自己株式 147,443株

(3) 株 主 数 1,677名

(4) 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
佐 藤 工 業 株 式 会 社	1,300 ^{千株}	20.8 [%]
有 限 会 社 創 翔	662	10.6
東 亜 道 路 工 業 株 式 会 社	482	7.7
株 式 会 社 ア ス カ	392	6.3
U B E 三 菱 セ メ ン ト 株 式 会 社	322	5.2
佐 藤 渡 辺 従 業 員 持 株 会	243	3.9
常 盤 工 業 株 式 会 社	210	3.4
内 藤 征 吾	190	3.1
東 亜 建 設 工 業 株 式 会 社	125	2.0
佐 藤 鉄 工 株 式 会 社	113	1.8

(注) 当社は、自己株式147千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株 式 数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	9,713 株	4 名
社 外 取 締 役	—	—
監 査 役	—	—
執 行 役 員	5,691	7

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況 (2026年3月31日現在)

当社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	鎌田 修治	—
代表取締役	金井 義治	管理本部長
取締役	大山 龍美	営業本部長兼技術営業部長
取締役	橋本 秀浩	工事本部長
取締役	古川 裕二	ソーダニッカ株式会社社外取締役 河西工業株式会社社外取締役
取締役	岡田 英理香	一橋大学大学院教授 YKK株式会社社外取締役
常勤監査役	木地本 寛之	—
監査役	石原 祥子	税理士
監査役	久保 義人	弁護士

- (注) 1. 取締役古川裕二および取締役岡田英理香の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。また、監査役石原祥子および監査役久保義人の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 監査役石原祥子氏は税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査役久保義人氏は弁護士として企業法務および税務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当事業年度中の取締役の異動は、次のとおりであります。

【新任】

2025年6月26日開催の第94回定時株主総会決議により、就任した取締役および監査役は、次のとおりであります。

就任時の地位	氏名
社外取締役	岡田 英理香
常勤監査役	木地本 寛之

【退任】

2025年6月26日開催の第94回定時株主総会終結の時をもって、退任した取締役および監査役は、次のとおりであります。

退任時の地位	氏名
社外取締役	横山 和彦
常勤監査役	山本 出

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および監査役が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限られております。

(3) 会社の役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、取締役、監査役および執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その保険料は当社が全額負担しております。

当該保険契約の内容は、被保険者が株主や第三者から損害賠償請求がなされた場合に係る損害賠償金および訴訟費用等を補填するものであります。

なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者における故意または犯罪行為等に起因して発生した損害賠償は、保険金支払の対象外としております。

(4) 取締役および監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の報酬等に係る決定方針については、2021年4月22日開催の取締役会において決定方針を以下のとおり決議しております。

- ・ 当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上および業績に対するモチベーションアップを主眼とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬および非金銭報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。
- ・ 基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて経営内容、社会的水準、従業員給与とのバランスも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。
- ・ 業績連動報酬（賞与）は、経常的に利益を確保することの重要性から経常利益を指標とした金銭報酬とし、各事業年度の経常利益の達成度に応じて、固定基準額に「役員報酬内規」に定められた係数を乗じて算出された額を賞与として毎年一定の時期に支給する。

- ・非金銭報酬等は譲渡制限付株式とし、取締役に対する月例の固定報酬を基準として、これに一定の係数を乗じることで、各対象者に支給する金銭債権額を決定し、この金銭債権額を現物出資の方法で給付することと引き換えに、譲渡制限付株式を割り当てることとする。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の金銭報酬の額は、1992年6月24日開催の第61回定時株主総会の決議により年間2億円以内と定められております（ただし、使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は13名（うち、社外取締役は0名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2021年6月29日開催の第90回定時株主総会の決議により、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額を年間4千万円以内（社外取締役は付与対象外）と定められております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役2名）です。

当社の監査役の金銭報酬の額は、1992年6月24日開催の第61回定時株主総会の決議により年間3千万円以内と定められております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定方法に関する事項

基本報酬の個人別の報酬等の額の決定については、毎年、定時株主総会後に開催される定時取締役会において、決定方針との整合性等を審議し、決定方針に沿うものであるかを判断して決議しております。

また、業績連動報酬（賞与）の個人別の報酬等の額の決定については、毎年4月に開催する定時取締役会において、前事業年度の経常利益の達成度、決定方針との整合性等を審議し、決定方針に沿うものであるかを判断して決議し、毎年一定の時期に支給しております。

非金銭報酬等である株式報酬の個人別の決定については、毎年、定時株主総会後に開催される定時取締役会により決議しております。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	対象となる 役員の員数	報酬等の種類別の額(百万円)			報酬等の額 (百万円)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち、社外取締役)	7名 (3名)	77 (15)	18 (-)	11 (-)	107 (15)
監査役 (うち、社外監査役)	4名 (2名)	14 (6)	- (-)	- (-)	14 (6)
合計	11名 (5名)	91 (21)	18 (-)	11 (-)	121 (21)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 上記の取締役の支給人員には、当事業年度中に退任した1名を含んでおります。
 3. 上記の監査役の支給人員には、当事業年度中に退任した1名を含んでおります。
 4. 業績連動報酬である賞与に係る指標は、経常的に利益を確保することの重要性から経常利益としており、報酬の額は、経常利益の達成度に応じて固定基準額に「役員報酬内規」に定めた係数を乗じた金額としております。当事業年度における経常利益の実績は8億5千9百万円であります。
 5. 非金銭報酬として取締役に対して譲渡制限付株式報酬を交付しております。当該株式報酬の内容は①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項、その交付状況は2.会社の株式に関する事項 (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況に記載のとおりです。

(5) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先および地位	当社との関係
取締役	古川 裕二	ソーダニッカ株式会社社外取締役 河西工業株式会社社外取締役	特別な利害関係はありません。
取締役	岡田 英理香	一橋大学大学院教授 Y K K株式会社社外取締役	特別な利害関係はありません。
監査役	石原 祥子	税理士法人いしはら会計事務所代表社員	特別な利害関係はありません。
監査役	久保 義人	港の見える法律事務所パートナー弁護士	特別な利害関係はありません。

② 当事業年度における活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役（非常勤）	古 川 裕 二	当事業年度開催の取締役会13回のすべてに出席し、金融業界における豊富な経験に基づく高い見識を活かした発言を適宜行っております。また、社外取締役として取締役会の重要な意思決定を通じた経営の監督や会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る助言等、重要な役割を果たしております。
社外取締役（非常勤）	岡 田 英 理 香	2025年6月26日以降の当事業年度開催の取締役会9回のうち8回に出席し、国内外の金融業界における豊富な経験と消費行動に関する高度な学術的知見に基づき、財務戦略とマーケティング戦略の両面から有用な発言を適宜行っております。また、社外取締役として取締役会の重要な意思決定を通じた経営の監督や会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る助言等、重要な役割を果たしております。
社外監査役（非常勤）	石 原 祥 子	当事業年度開催の取締役会13回のすべてに出席し、また、監査役会14回のすべてに出席し、主に税理士としての専門的見地から、当社の経営上有用な発言を行っております。
社外監査役（非常勤）	久 保 義 人	当事業年度開催の取締役会13回のすべてに出席し、また、監査役会14回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社の経営上有用な発言を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 名 称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る報酬等の額

①	報酬等の額	35,900千円
②	当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35,900千円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

5. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 当社の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

役職員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範やコンプライアンス体制に係る諸規定を定めております。また、その徹底を図るため、役職者教育等を行います。内部監査部門は、それぞれの担当部署と連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査しております。これら活動は定期的に取締役会および監査役会に報告されるものとしております。法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営しております。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

文書管理規程等に従い、取締役の職務執行に係る文書を適切に管理・保存しております。また、情報の管理につきましては「情報システム管理規程」に基づき、安全性の確保に努めております。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、財務、環境、災害、品質、情報セキュリティおよび輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署において、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を任命するものとしております。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は経営に関する重要な意思決定機能および業務執行の監督機能を担い、業務執行機能を執行役員が担うことで、権限および責任を明確化し、迅速かつ効率的な意思決定と業務執行を推進しております。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、子会社管理規程に基づき子会社の業務執行を管理し、子会社は、定期的に当社取締役会へ業務執行についての報告を行うものとしております。

ロ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社における事業推進に伴う損失の危険の管理について、リスクの適切な識別および管理の重要性を認識・評価することで、当社グループ全体として、業務に係る最適な管理体制を構築しております。

ハ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会はグループの事業に関して責任を負う取締役を任命し、コンプライアンス体制、リスク管理体制の構築に関する権限と責任を与え、職務の執行が効率的に行われるための規程を整備しております。また、本社経営企画室は、グループの事業に関して横断的に推進し、管理しております。

ニ 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

子会社にも当社の行動規範やコンプライアンス体制に係る諸規程を適用することで、グループ全体の業務の適正化を図っております。

(6) 当社の監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとしております。

(7) 当社の監査役補助者の取締役からの独立性に関する事項

監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査室所属の職員は、その命令に関して、取締役、監査室長等の指揮命令を受けないものとしております。

(8) 当社の監査役の監査役補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項

役職員は、監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査室所属の職員に対し、監査役からの指示の実効性が確保されるように適切に対応することとしております。

(9) 当社グループの取締役および使用人が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役会は、当社グループの取締役および使用人等が、監査役に対して、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報規程に基づくホットラインへの通報状況およびその内容等をすみやかに報告する体制を整備しております。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定しております。

(10) 当社の監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告をした者が、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保する体制を整備しております。

(11) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務に必要でないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用または債務を処理しております。また、監査役は、監査の実施にあたり必要と認められるときは、自らの判断で法律・会計等の専門家に相談をすることができ、その費用は会社が負担しております。

(12) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定しております。また、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受けて意見交換を行っております。取締役会は、重要な業務執行の会議への監査役の出席を確保しております。

(13) 財務報告の適正性を確保するための体制

当社の取締役会は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を構築し、その体制の整備および運用状況等を定期的に評価するとともに、維持・改善に努めております。

(14) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システムの基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当連結会計年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は、「コンプライアンス管理規程」に基づき「コンプライアンス委員会」を開催し、法令・社内規程等の遵守状況を審議したうえで、必要に応じて、コンプライアンス体制を見直しました。

当社の取締役会は、社外取締役2名を含む取締役6名で構成し、監査役3名も出席したうえで開催し、取締役の職務執行を監督しました。また、取締役会は、執行役員を選任し、各執行役員は、代表取締役の指揮・監督の下、各自の権限および責任の範囲で、職務を執行しました。

子会社については、「子会社管理規程」に基づき、重要な事項を当社取締役会において審議し、子会社の適正な業務運営および当社による実効性のある管理の実現に努めました。

当社の内部監査室は、社長の承認を受けた内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、各部室店所を対象とする監査を実施し、その結果および改善状況を代表取締役および監査役に報告しました。

当社の監査役は、監査方針を含む監査計画を策定し、年14回の監査役会を開催し監査役間の情報共有に基づき会社の状況を把握し、必要な場合は提言の取りまとめを行いました。さらに、取締役会に出席するとともに、取締役・執行役員その他使用人と対話を行い、内部監査室・会計監査人と連携し、取締役および使用人の職務の執行状況を監査しました。

当社の常勤監査役は、取締役および使用人の職務の執行状況を監査するとともに、支店長会議等の重要会議に出席し必要な場合は意見を述べました。

6. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し毅然とした姿勢で挑み、不当・不正な要求を断固拒否するとともに、一切関係を持たず、経済的利益の供与を行わないことを基本方針としております。また、不当・不正な要求に備えて組織体制を整備するとともに、警察・暴追センター・弁護士等との緊密な連携関係を構築しております。

※本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
千円		千円	
流 動 資 産	17,808,244	流 動 負 債	6,990,147
現 金 預 金	6,394,125	支払手形・工事未払金等	3,752,532
受取手形・完成工事未収入金等	10,288,816	未 払 法 人 税 等	425,684
未 成 工 事 支 出 金	707,471	未 払 消 費 税 等	186,901
そ の 他 の 棚 卸 資 産	234,624	未 成 工 事 受 入 金	1,659,748
そ の 他	207,326	賞 与 引 当 金	392,412
貸 倒 引 当 金	△24,120	完 成 工 事 補 償 引 当 金	17,511
		工 事 損 失 引 当 金	27,300
		設 備 電 子 記 録 債 務	18,800
		そ の 他	509,254
固 定 資 産	14,864,421	固 定 負 債	2,762,032
有 形 固 定 資 産	9,508,019	再評価に係る繰延税金負債	912,597
建 物 ・ 構 築 物	2,902,133	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,397,494
機 械 装 置 ・ 車 両	445,744	繰 延 税 金 負 債	191,860
工 具 器 具 ・ 備 品	59,487	そ の 他	260,080
土 地	5,958,412	負 債 合 計	9,752,179
建 設 仮 勘 定	22,550	純 資 産 の 部	
そ の 他	119,691	株 主 資 本	18,968,710
無 形 固 定 資 産	188,210	資 本 金	1,751,500
の れ ん	76,762	資 本 剰 余 金	923,776
そ の 他	111,448	利 益 剰 余 金	16,500,818
投 資 其 他 の 資 産	5,168,190	自 己 株 式	△207,384
投 資 有 価 証 券	5,072,221	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	3,849,314
長 期 貸 付 金	22,598	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,907,212
破 産 更 生 債 権 等	73,254	土 地 再 評 価 差 額 金	1,671,984
そ の 他	70,164	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	270,117
貸 倒 引 当 金	△70,048	非 支 配 株 主 持 分	102,460
		純 資 産 合 計	22,920,486
資 産 合 計	32,672,666	負 債 ・ 純 資 産 合 計	32,672,666

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

科 目	金 額	千円	千円
売上高			33,704,761
売上原価			30,174,578
売上総利益			3,530,182
販売費及び一般管理費			2,459,727
営業利益			1,070,455
営業外収益			342,895
受取利息及び配当金	200,473		
持分法による投資利益	88,148		
その他	54,273		
営業外費用			43,410
支払利息	18,320		
その他	25,090		
経常利益			1,369,940
特別利益			9,793
固定資産売却益	9,793		
特別損失			21,934
固定資産除却損	6,239		
減損損失	15,695		
税金等調整前当期純利益			1,357,799
法人税、住民税及び事業税	461,647		
法人税等調整額	△5,752		455,894
当期純利益			901,904
非支配株主に帰属する当期純利益			18,410
親会社株主に帰属する当期純利益			883,493

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	1,751,500	919,701	16,116,293	△229,157	18,558,338
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△498,969		△498,969
親会社株主に帰属する当期純利益			883,493		883,493
自己株式の処分		4,075		21,772	25,847
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	4,075	384,524	21,772	410,372
当 期 末 残 高	1,751,500	923,776	16,500,818	△207,384	18,968,710

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	1,210,519	1,671,984	△98,191	2,784,312	84,049	21,426,700
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△498,969
親会社株主に帰属する当期純利益						883,493
自己株式の処分						25,847
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	696,693		368,309	1,065,002	18,410	1,083,413
連結会計年度中の変動額合計	696,693	－	368,309	1,065,002	18,410	1,493,785
当 期 末 残 高	1,907,212	1,671,984	270,117	3,849,314	102,460	22,920,486

連結注記表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数および連結子会社の名称

連結子会社の数 5社

連結子会社の名称

拓神建設(株)、(株)弘永舗道、(株)創誠、あすなろ道路(株)、小石川建設(株)

- (2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

S Wテクノ(株)

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した非連結子会社または関連会社の数および会社等の名称

持分法を適用した非連結子会社の数 1社

持分法を適用した関連会社の数 1社

会社の名称 あすか創建(株)

- (2) 持分法を適用しない非連結子会社および関連会社の名称

会社の名称

(非連結子会社)

S Wテクノ(株)

(関連会社)

東舗工業(株)、(株)サルビアアスコン、となみ野アスコン(株)

持分法を適用しなかった理由

持分法を適用しない非連結子会社または関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除いております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準および評価方法

未成工事支出金……個別法による原価法

材料貯蔵品……移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しております。なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 完成工事補償引当金

完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、当連結会計年度の完成工事に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。

③ 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 収益および費用の計上基準

当社グループは、建設業法による許可を受け、主に舗装・土木等に係る建設工事の受注、施工ならびにこれらに関連する事業を行うとともに、アスファルト合材およびその関連製品の製造、販売等の事業活動を展開しております。

イ. 工事部門に係る収益認識

当社グループでは、舗装・土木等の建設工事に関し、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、発生したコストに基づくインプット法により収益を認識する方法としております。なお、インプット法により履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることはできないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準にて収益を認識し、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事については、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

履行義務の対価について、大規模な工事などは履行義務の充足とは別に契約期間中に段階的に受領し、それ以外の工事については完全に履行義務を充足したのち一定期間後に受領しており、ともに重要な金融要素は含んでおりません。

ロ. 製品等販売部門に係る収益認識

当社グループでは、アスファルト合材等の製造・販売に関し、すべてが国内取引であり、出荷時から当該商品または製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷した時点で収益を認識しております。

履行義務の対価については、出荷したのち概ね1ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

② 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により発生した連結会計年度より費用処理しております。

未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整のうえ、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

- ③ ヘッジ会計の方法
イ.ヘッジ会計の方法
特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。
ロ.ヘッジ手段とヘッジ対象
金利スワップにより、借入金の金利変動リスクをヘッジしております。
ハ.ヘッジ方針
経理部が、借入金の金利変動リスクを回避する目的で一元管理しております。
ニ.ヘッジ有効性評価の方法
特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。
- ④ のれんの償却方法および償却期間
のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積り、20年以内の合理的な年数で均等償却しております。

II. 会計上の見積りに関する注記

発生したコストに基づくインプット法に基づいて計上した完成工事高

- ・当連結会計年度の完成工事高のうち発生したコストに基づくインプット法によるもの
15,754,343千円

- ・その他見積りの内容に関する理解に資する情報

舗装・土木等の建設工事に関する収益計上について、期間がごく短い工事を除き、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、発生したコストに基づくインプット法に基づき収益を認識する方法を適用しております。

適用に当たり、工事収益総額、工事原価総額および当連結会計年度末における工事進捗度を合理的に見積り、収益を計上しております。

当連結会計年度末における工事進捗度を合理的に見積る方法として発生したコストに基づくインプット法を採用し、適切に工事進捗度を見積っております。工事収益総額については、工事契約の内容の変更により契約金額が変更される場合があります。

また、工事原価総額については、工事契約ごとの実行予算に基づき見積られますが、その策定に当たり技術的または物質的な要素や仕様に関連する不確実性が存在し、これらの要因は翌連結会計年度の当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

Ⅲ. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

建物・構築物	869,351千円
土地	4,609,178千円
合計	5,478,529千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

15,104,467千円

3. 事業用土地再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

① 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税標準の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法

② 再評価を行った年月日

2002年3月31日

4. 棚卸資産

工事損失が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は147,591千円であります。

IV. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の種類および総数

普通株式 6,391,400株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

① 2025年6月26日開催の定時株主総会による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 249,186千円
- ・ 1株当たり配当金 40円
- ・ 基準日 2025年3月31日
- ・ 効力発生日 2025年6月27日

② 2025年11月10日開催の取締役会決議による配当（中間配当）に関する事項

- ・ 配当金の総額 249,782千円
- ・ 1株当たり配当金 40円
- ・ 基準日 2025年9月30日
- ・ 効力発生日 2025年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2026年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ・ 配当金の総額 249,758千円
- ・ 1株当たり配当金 40円
- ・ 基準日 2026年3月31日
- ・ 効力発生日 2026年6月26日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入や社債発行による方針であります。デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されており、当該リスクに関しましては与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に把握された時価が経営者に報告されております。

長期貸付金は、主に従業員に対する貸付金であり、毎月残高管理を行っております。

破産更生債権等は、受取手形・完成工事未収入金等の営業債権およびその他の債権のうち、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権等であり、個別に回収可能額を定期的に把握する体制としております。

営業債務である支払手形・工事未払金等は、ほとんどが1年以内の支払期日であります。

法人税、住民税（都道府県民税および市町村民税をいう）および事業税の未払額である未払法人税等は、そのほぼすべてが2ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

また、営業債務は、流動リスクに晒されておりますが、資金計画を作成する等の方法により管理しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、担当役員ならびに代表取締役の決裁を受けることとしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません。詳細につきましては、「(注1)」をご参照ください。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形・完成工事未収入金等、支払手形・工事未払金等、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券 その他有価証券	3,434,365	3,434,365	－
(2) 長期貸付金	22,598	22,357	△241
(3) 破産更生債権等	73,254	6,806	△66,448
(4) 長期未収入金	3,600	－	△3,600
資産計	3,533,819	3,463,529	△70,289

(注) 長期未収入金は、連結貸借対照表の投資その他の資産の「その他」に含まれております。

(注1) 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	170,277
関係会社株式	1,467,578

(注) これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産 (1) 投資有価証券」には含めておりません。

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
受取手形・完成工事未収入金等	10,288,816	－	－	－
長期貸付金	－	21,125	1,473	－
合計	10,288,816	21,125	1,473	－

(注) 破産更生債権等については、償還予定額が見込めないため記載しておりません。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他の有価証券				
株式	3,434,365	—	—	3,434,365
資産計	3,434,365	—	—	3,434,365

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	22,357	—	22,357
破産更生債権等	—	6,806	—	6,806
長期未収入金	—	—	—	—
資産計	—	29,164	—	29,164

(注) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

破産更生債権等

破産更生等債権の時価は、長期貸付金と同様に割引率による見積キャッシュ・フローの割引現在価値、または、担保および保証による回収見込額等を基に割引現在価値法により算定しており、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要ではないためレベル2の時価に分類しております。

長期未収入金

長期未収入金の時価は、長期貸付金と同様に割引率による見積キャッシュ・フローの割引現在価値、または、担保および保証による回収見込額等を基に割引現在価値法により算定しており、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要ではないためレベル2の時価に分類しております。

VI.収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、建設事業を営む単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を財またはサービスの移転時期に基づき分解した情報は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	事業の部門別		合計
	工事部門	製品等販売部門	
顧客との契約から生じる収益			
一時点で移転される財またはサービス	12,660,716	5,073,315	17,734,032
一定の期間にわたり移転される財またはサービス	15,754,343	—	15,754,343
(小計)	28,415,060	5,073,315	33,488,375
その他の収益	216,385	—	216,385
外部顧客への売上高 (合計)	28,631,445	5,073,315	33,704,761

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表の「I.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 3. (4) ①収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しております。

3. 当連結会計年度および翌連結会計年度以降の金額を理解するための情報

(1) 顧客との契約から生じた債権、契約資産および契約負債の期末残高

当連結会計年度において当社グループにおける顧客との契約から生じた債権、契約資産および契約負債の期末残高は次のとおりであります。連結貸借対照表上、顧客との契約から生じた債権および契約資産は「受取手形・完成工事未収入金等」に、契約負債は「未成工事受入金」に含まれております。

(単位：千円)

	2026年3月31日
顧客との契約から生じた債権	7,009,559
契約資産	3,275,646
契約負債	1,659,748

当連結会計年度に認識した収益のうち、期首時点で契約負債に含まれていた額は、675,906千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

2026年3月31日現在、舗装・土木等の建設工事に係る残存履行義務へ配分した取引価格の総額は14,546,322千円であります。

それらは今後、履行義務を充足させることにより、3年以内に収益を認識することを見込んでおります。

Ⅶ. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都その他の地域において、賃貸用不動産および遊休の土地を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)
1,547,132	4,008,991

(注) 当期末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については、固定資産税評価額を合理的に調整して算出しております。

Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	3,654.41円
2. 1株当たり当期純利益	141.58円

IX. 追加情報

完全子会社の吸収合併

当社は、2026年2月25日開催の取締役会において、2026年6月1日を効力発生日として、当社の完全子会社であるあすなる道路株式会社（以下、「あすなる道路」といいます。）を吸収合併（以下、「本合併」といいます。）することを決議いたしております。

1. 本合併の目的

あすなる道路は舗装・土木工事業の施工および合材販売事業を行っております。今般、当社グループ全体の経営資源の集中と合理化を主な目的として、吸収合併することといたしました。

2. 本合併の要旨

(1) 本合併の日程

取締役会決議日 2026年2月25日
合併契約締結日 2026年4月1日
合併効力発生日 2026年6月1日（予定）

（注）本合併は、当社においては会社法第796条第2項に基づく簡易合併であり、あすなる道路においては同法第784条第1項に基づく略式合併であるため、いずれも合併に関する株主総会の承認を得ることなく行うものであります。

(2) 本合併の方式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、あすなる道路は効力発生日をもって解散いたします。

(3) 本合併に係る割当の内容

本合併は当社の完全子会社との合併であるため、本合併による新株式の発行およびその他の金銭等の割当はありません。

(4) 本合併に伴う新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

3. 合併当事者の概要

（吸収合併存続会社）

名称 株式会社佐藤渡辺
事業の内容 舗装・土木工事業および合材販売事業

（吸収合併消滅会社）

名称 あすなる道路株式会社
事業の内容 舗装・土木工事業および合材販売事業

4. 合併後の状況

本合併による当社の名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金および決算期に変更はありません。また、あすなる道路の事業所は、本合併により当社の北海道支店として承継し、運営を継続いたします。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
		千円	千円
流動資産	15,193,515	流動負債	6,141,407
現金預金	5,264,589	支払手形	73,820
受取手形	127,479	電子記録債権	1,066,663
電子記録債権	504,405	工事未払金	2,214,714
完成工事未収入金	6,603,968	リース債権	31,267
売掛金	1,138,930	未払金	273,863
未成工事支出金	626,123	未払費用	89,585
材料貯蔵品	200,557	未払法人税等	269,948
短期貸付金	445,377	未払消費税等	76,556
前払費用	43,662	未成工事受入金	1,606,197
その他の金	250,147	預り金	50,473
貸倒引当金	△11,724	賞与引当金	338,016
		完成工事補償引当金	4,200
固定資産	14,577,745	工事損失引当金	27,300
有形固定資産	9,173,263	設備電子記録債権	18,800
建物・構築物	2,746,977	固定負債	2,999,538
機械装置・車両	387,683	リース債務	85,413
工具器具・備品	52,526	長期預り金	156,000
土地	5,865,288	再評価に係る繰延税金負債	912,597
リース資産	98,238	退職給付引当金	1,702,861
建設仮勘定	22,550	繰延税金負債	139,158
無形固定資産	103,459	その他の負債	3,506
ソフトウェア	80,650	負債合計	9,140,945
リース資産	7,835	純資産の部	
その他の資産	14,972	株主資本	17,058,941
投資その他の資産	5,301,023	資本金	1,751,500
投資有価証券	3,604,643	資本剰余金	923,776
関係会社株	1,625,738	資本準備金	600,000
長期貸付金	22,598	その他資本剰余金	323,776
破産更生債権	72,738	利益剰余金	14,591,048
その他の金	44,861	その他利益剰余金	14,591,048
貸倒引当金	△69,557	繰越利益剰余金	14,591,048
		自己株式	△207,384
		評価・換算差額等	3,571,374
		その他有価証券評価差額金	1,899,389
		土地再評価差額金	1,671,984
資産合計	29,771,261	純資産合計	20,630,315
		負債・純資産合計	29,771,261

損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

科 目	金 額	金 額
売 上 高	千円	千円
完成工事高	21,712,830	27,285,581
製品売上高	5,572,750	
売 上 原 価		24,556,929
完成工事原価	19,508,554	
製品売上原価	5,048,375	
売 上 総 利 益		2,728,652
完成工事総利益	2,204,276	
製品売上総利益	524,375	
販売費及び一般管理費		2,084,628
営 業 利 益		644,023
営 業 外 収 益		244,727
受取利息及び配当金	216,245	
その他	28,481	
営 業 外 費 用		29,545
支払利息	16,617	
その他	12,928	
経 常 利 益		859,205
特 別 利 益		9,248
固定資産売却益	9,248	
特 別 損 失		16,242
固定資産除却損失	546	
減損損失	15,695	
税 引 前 当 期 純 利 益		852,212
法人税、住民税及び事業税		285,616
法人税等調整額		18,400
当 期 純 利 益		548,195

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	千円 1,751,500	千円 600,000	千円 319,701	千円 919,701
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
当期純利益			4,075	4,075
自己株式の処分				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			4,075	4,075
事業年度中の変動額合計	-	-	4,075	4,075
当期末残高	1,751,500	600,000	323,776	923,776

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	千円 14,541,822	千円 14,541,822	千円 △229,157	千円 16,983,867
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	△498,969	△498,969		△498,969
当期純利益	548,195	548,195		548,195
自己株式の処分			21,772	25,847
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	49,226	49,226	21,772	75,073
当期末残高	14,591,048	14,591,048	△207,384	17,058,941

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	千円 1,206,278	千円 1,671,984	千円 2,878,262	千円 19,862,130
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△498,969
当期純利益				548,195
自己株式の処分				25,847
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	693,111		693,111	693,111
事業年度中の変動額合計	693,111	-	693,111	768,185
当期末残高	1,899,389	1,671,984	3,571,374	20,630,315

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券の評価基準および評価方法
 - 子会社株式および関連会社株式…移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - 市場価格のない株式等以外のもの ……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 市場価格のない株式等 ……移動平均法による原価法
- (2) 棚卸資産の評価基準および評価方法
 - 未成工事支出金…個別法による原価法
 - 材料貯蔵品…移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
- (3) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しております。なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。
 - ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (4) 引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 完成工事補償引当金

完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、当事業年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。
 - ③ 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により発生した事業年度より費用処理しております。

⑤ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

(5) 収益および費用の計上基準

当社は、建設業法による許可を受け、主に舗装・土木等に係る建設工事の受注、施工ならびにこれらに関連する事業を行うとともに、アスファルト合材およびその関連製品の製造、販売等の事業活動を展開しております。

① 工事部門に係る収益認識

当社では、舗装・土木等の建設工事に関し、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、発生したコストに基づくインプット法により収益を認識する方法としております。

なお、インプット法により履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることはできないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準にて収益を認識し、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事については、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

② 製品等販売部門に係る収益認識

当社では、アスファルト合材等の製造・販売に関し、すべてが国内取引であり、出荷時から当該商品または製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であるため、出荷した時点で収益を認識しております。

(6) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

金利スワップにより、借入金の金利変動リスクをヘッジしております。

③ ヘッジ方針

経理部が、借入金の金利変動リスクを回避する目的で一元管理しております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

発生したコストに基づくインプット法に基づいて計上した完成工事高

・当事業年度の完成工事高のうち発生したコストに基づくインプット法によるもの
13,172,270千円

・その他見積りの内容に関する理解に資する情報
連結注記表と同一のため、記載を省略しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建 物・構築物	869,351千円
土 地	4,609,178千円
合 計	5,478,529千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 14,035,446千円

(3) 事業用土地再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

① 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税標準の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法

② 再評価を行った年月日 2002年3月31日

(4) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権	757,802千円
長期金銭債権	3,438千円
短期金銭債務	30,062千円

(5) 棚卸資産

工事損失が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は147,591千円であります。

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

関係会社に対する売上高	999,735千円
関係会社に対する仕入高	△41,890千円
関係会社との営業取引以外の取引	17,880千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類および株式数

普通株式	147,443株
------	----------

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金の繰入超過、賞与引当金の繰入超過等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金等でありま

す。
なお、貸借対照表の繰延税金資産は、評価性引当額365,176千円を控除して計上しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記 役員および個人主要株主等

属性	会社等の名称 または氏名	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注3)	科目	期末残高 (千円) (注3)
役員および近親者が議決権の過半数を所有している会社等	泰平産業(株) (注2)	(被所有) 直接1.6	当社の損害保険の代理店	損害保険取引 (注1)	28,391	未払金および 工事未払金	380

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 保険料等については、一般の取引条件と同様に決定しております。

(注2) 当社会長の渡邊忠泰氏が議決権の90.0%を直接保有しております。

(注3) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

子会社等

属性	会社等の名称 または氏名	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	拓神建設(株)	直接100	役員の兼任	資金の貸付 (注)	374,000	短期貸付金	374,000

取引条件および取引条件の決定方針等

(注) 子会社に対する資金の貸付については、市場金利等を勘案して決定しております。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表の「Ⅵ. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 3,304.04円
- 1株当たり当期純利益 87.85円

10. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は連結配当規制の適用会社であります。

※本計算書類中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

株式会社佐藤渡辺
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小松 亮 一
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 吹上 剛
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社佐藤渡辺の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社佐藤渡辺及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作

成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

株式会社佐藤渡辺
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小松 亮一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吹上 剛
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社佐藤渡辺の2025年4月1日から2026年3月31日までの第95期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第95期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、また、非常勤社外取締役との定期的な意見交換会を実施するなどの意思疎通、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

取締役会その他重要な会議への対面又はオンライン形式による出席、代表取締役を含む各取締役との面談により、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、当社の取締役会でその経営状況を把握し、子会社の取締役等と対面又はオンライン形式にて意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく表示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月27日

株式会社 佐藤渡辺 監査役会

常勤監査役 木地本 寛 之 ㊟

監査役 石原 祥子 ㊟

監査役 久保 義人 ㊟

(注) 監査役 石原祥子及び監査役 久保義人は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

定時株主総会会場ご案内図

東京都港区南麻布一丁目18番4号 当社本店2階会議室

TEL : 03 (3453) 7351



交通のご案内

- 東京メトロ南北線 麻布十番駅 1番出口より徒歩10分
- 都営地下鉄大江戸線 麻布十番駅 7番出口より徒歩15分
- 都バス 三の橋および仙台坂下バス停より徒歩約5分

